

令和2年第4回安城市議会定例会請願文書表

令和2年12月1日

番 号	請 願 第 3 2 号	受理年月日	令和2年8月28日
件 名	9月定例会の請願第6号から第28号を総務企画常任委員会に付託しない、ことを決議した議会運営委員会の採決無効を求める、と共に、その採決の「正当性」証明を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	請願の趣旨 本年8月25日の議会運営委員会において、大屋明仁議長による、請願第6号から第28号の審議はすでに済んでいるから総務企画常任委員会に付託しないという提案、を議会運営委員会は了承しました。 しかし、この請願では議会運営委員会及び総務企画常任委員会の委員である野場慶徳議員、二村 守議員、辻山秀文議員の発言に対しても回答を求めるものになっております。※野場議員は議会運営委員会の委員ですが総務企画常任委員会の委員ではない。 もしも、付託しないならば、議会運営委員会委員として、この3名の責務を自らの判断で免除したことになり、利益相反行為と見なされると言えます。自分たちの説明の責務を自ら回避する権限は、利益相反行為として3人には決める権限がないと言えます。 これは、例としてはふさわしくないかもしれないが、わかりやすく言うならば、犯罪者が自らの犯罪行為をなきものとして裁判にかけずに無罪または、結論を出さずに 野に放ってしまうことを意味するのでしょうか。よって、この付託しないという提案は世間常識からしても、倫理面からしても、あり得ず、即、無効になると言えます。自分たちの責務を回避することは、3人には決める権限がないと言えます。さらに、一般常識としても公序良俗に反するものであるため議会運営委員会の採決は無効になります。 我々、住民は議会運営上、安城市議会議員政治倫理条例第3条(2)に明示されている疑惑と不信感を議会、議長とこの3議員に持たざるを得ません。 よって、安城市議会議員政治倫理条例第1条及び第2条2項に従い、3議員に法的根拠及び公序良俗に基づき、私どもの疑問、疑惑に答えていただき、併せて自治基本条例第10条2項と第11条、及び議会基本条例第3条5項に従い、説明責任を議会、議長と3議員には果たしていただくことを求めます。なお、辻山議員は、全議員からの代表として監査委員でもありますから、監査委員の立場からの説明も特に求めます。 請願事項 安城市議会議員政治倫理条例に従い、8月25日の議会運営委員会における利益相反行為、及び公序良俗に反する採決は無効ではないかという疑惑と不信について説明責任を果たしていただくと共に、自治基本条例と議会基本条例に従い、主題について、法的、論理的合理的な説明を議会、議長及び3議員に求めます。		